

審査請求制度に係るよくある質問及び応答集

目 次

- Q 1 社会保険審査官及び社会保険審査会への審査請求制度とはどのようなものですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- Q 2 行政不服審査法と社会保険審査制度との関係について教えてください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- Q 3 社会保険審査官に対して審査請求をした事項について、社会保険審査官の決定に不服があるときは、行政不服審査法による審査請求ができますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- Q 4 全国健康保険協会、日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）に「不服がある者」とは、どのような者のことを言うのですか・・・ 3 ページ
- Q 5 例えば、全国健康保険協会、日本年金機構等の各保険者の処分（決定）に対する不服について、審査請求をせずに、直接裁判所に訴えを提起することができますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- Q 6 審査請求はいつでもできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- Q 7 審査請求の手続きはどのようにして行うのですか・・・・・・・・・・ 5 ページ
- Q 8 全国健康保険協会、日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）について、社会保険審査官の決定又は社会保険審査会の裁決により、審査請求した内容が認められることになった場合は、請求人はどのような手続きが必要ですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- Q 9 全国健康保険協会、日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）について、処分（決定）があったことを知った日の取扱いについて教えてください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- Q 10 審査請求書を郵送する場合において、審査請求期間には、郵送に要した日数は算入されますか。また、郵便の消印日が審査請求期間を経過していない場合は、期間内の請求として取り扱われますか・・・ 7 ページ
- Q 11 全国健康保険協会、日本年金機構等が行った処分（決定）を受けた者に替わって、代理人が審査請求することができますか・・・・・・・・・・ 7 ページ
- Q 12 社会保険審査官に対する審査請求の対象とならないものを具体的に教えてください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

Q 1 社会保険審査官及び社会保険審査会への審査請求制度とはどのようなものですか

A 1 審査請求制度とは、健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、船員保険法等の各法に規定される特定の事項についての被保険者、被保険者であった者及び事業主その他利害関係者の権利の救済を簡易迅速に行うため、これらの各法の適正な実施を確保するために設けられたものです。

そのための機関として地方厚生（支）局に社会保険審査官が置かれ、厚生労働省に社会保険審査会が置かれています。

Q 2 行政不服審査法と社会保険審査制度との関係について教えてください

A 2 行政不服審査法は不服審査に関する一般法としての性質をもち、行政処分についての不服申立てについて、特別の定めがない限り、行政不服審査法の規定が適用されます。

これに対し、健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法等の各法は、特別法としての立場に立ち、例えば、健康保険法第189条（被保険者の資格、標準報酬、保険給付に関する処分に対する不服申立て）、厚生年金保険法第90条（被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に対する不服申立て）等の各法に定められた規定はその規定の限度において行政不服審査法が適用されないこととなっています（健康保険法第191条、国民年金法第101条第5項、厚生年金保険法第91条の2）。

Q 3 社会保険審査官に対して審査請求をした事項について、社会保険審査官の決定に不服があるときは、行政不服審査法による審査請求ができますか

A 3 健康保険法、国民年金保険法、厚生年金保険法等の各法の規定により、社会保険審査官に対する審査請求は、行政不服審査法による審査請求の規定が適用されないこととなっています。

なお、健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法等の各法に「…社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる」とする規定があり、再審査請求の途が開かれています。

Q 4 全国健康保険協会、日本年金機構等の各保険者の処分（決定）に「不服がある者」とは、どのような者のことを言うのですか

A 4 各保険者の処分（決定）に「不服がある者」とは、審査請求及び再審査請求の対象である処分（決定）によって直接的に権利もしくは利益を侵害された者を言います。

Q 5 例えば、全国健康保険協会、日本年金機構等の各保険者の処分（決定）に対する不服について、審査請求をせずに、直接裁判所に訴えを提起することができますか

A 5 社会保険審査官に対して審査請求をすることができる処分（決定）の取消訴訟は、当該処分（決定）についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ提起することはできません（健康保険法第192条、国民年金法第101条の2、厚生年金保険法第91条の3、これらを審査請求前置主義といいます）。

Q 6 審査請求はいつでもできますか

A 6 社会保険審査官に対する審査請求は、処分（決定）があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません。この期間を経過したときは、原則として審査請求は認められませんが、請求期間が経過したことについて正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。

ただし、被保険者の資格又は標準報酬に関する処分（決定）に対する審査請求は、処分（決定）があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、審査請求することができません（社会保険審査官及び社会保険審査会法第4条第2項）。

また、社会保険審査会に対する再審査請求は、社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内にしなければなりません。請求期間が経過したことについて正当な理由があると認められた場合は、この限りではありません。これは審査請求の場合と同様です（社会保険審査官及び社会保険審査会法第32条第3項）。

Q 7 審査請求の手続きはどのようにして行うのですか

A 7 審査請求は、文書又は口頭で行うことができます。（※口頭の場合は、聴取書の作成、確認のため、下記の社会保険審査官もしくは経由機関の職員との面談が必要となります。）

社会保険審査官に対する審査請求については、

- (1) 厚生労働大臣及び日本年金機構が行った処分（決定）については、その処分（決定）通知書に記載された問い合わせ先年金事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局に置かれた社会保険審査官
- (2) 全国健康保険協会支部及び健康保険組合が行った処分（決定）については、その処分（決定）に関する事務を処理した全国健康保険協会及び健康保険組合の事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局に置かれた社会保険審査官

に対してすることとされています（社会保険審査官及び社会保険審査会法第3条第1項）

ただし、実際の請求に当たっては、次の機関を経由して請求しても差し支えないこととされています（社会保険審査官及び社会保険審査会法第5条第2項及び3項）。

- 1 上記（1）及び（2）の年金事務所等もしくは健康保険組合等
- 2 請求人の居住地を管轄する地方厚生（支）局（当該厚生（支）局に置かれた社会保険審査官を含む。）もしくは年金事務所

なお、審査請求書の用紙や記載方法等については、このホームページの「審査請求の手続き」をご覧ください。

Q 8 全国健康保険協会、日本年金機構等が行った処分（決定）について、社会保険審査官の決定又は社会保険審査会の裁決により、審査請求した内容が認められることになった場合は、請求人はどのような手続きが必要ですか

A 8 社会保険審査官の決定又は社会保険審査会の裁決は、処分（決定）を行った全国健康保険協会、日本年金機構等の各保険者を拘束します。

例えば、各保険者の処分（決定）をしたものについて、社会保険審査官又は社会保険審査会が処分（決定）を取り消す決定又は裁決をしたときは、各保険者は、その趣旨にしたがった処分（決定）をし直すこととなります。この場合、各保険者はこれを不服として再審査請求をすることはできません。

したがって、審査請求した内容が認められることになった場合は、請求人は何ら手続きをする必要はありません。

Q 9 全国健康保険協会、日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）について、処分（決定）があったことを知った日の取扱いについて教えてください

A 9 審査請求において、処分（決定）があったことを知った日とは、原則として次のとおりとされています。

- 1 各保険者が行った処分（決定）に関する通知が送達されたとき。
- 2 各保険者が行った処分（決定）が法令に基づいて告示等の方法で公示されたときは、現実に知ったか否かを問わず、その公示の日

Q10 審査請求書を郵送する場合において、審査請求期間には、郵送に要した日数は算入されますか。また、郵便の消印日が審査請求期間を経過していない場合は、期間内の請求として取り扱われますか

A10 社会保険審査官及び社会保険審査会法第4条第3項の規定により、審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算においては、郵送に要した日数は、算入しないとされています。

これは、郵送による場合の審査請求期間の計算については、請求書を発信した日までをその計算の基礎とする趣旨の規定であり、郵便の消印日は、通常、郵便を発信した日であることから、郵送に要した期間には含まれません。

したがって、審査請求期間の計算に含まれる日は、処分（決定）を知った日の翌日から郵便の消印日までとなります。

Q11 全国健康保険協会、日本年金機構等が行った処分（決定）を受けた者に替わって、代理人が審査請求をすることができますか

A11 社会保険審査官及び社会保険審査会法第5条の2により、審査請求は、代理人によってすることができるとされています。この代理人とは、本人との契約に基づき、本人の名で、かつ、本人に代わって、自己の意思で行為をし、又は受ける者とされています。

代理人は、審査請求書の取り下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができますが、審査請求の取り下げについても、特別の委任を受けた場合に限り、行うことができます。

Q 1 2 社会保険審査官に対する審査請求の対象とならないものとはどのようなものか具体的に教えてください

A 1 2

(1) 全体

- ・ 処分（決定） の行われていないもの
- ・ 陳情、要請（要望）に関するもの
- ・ 単に全国健康保険協会、日本年金機構等の各保険者が行った処分（決定）についての説明を求めるもの
- ・ 不明な点についての回答を求めるもの及び調査を求めるもの
- ・ 現行の法律や政令・省令等に対する不服
- ・ 保険者の対応（説明誤り、説明不足を含む。）に対する不服
- ・ 保険者の不作為によるもの
- ・ 健康保険及び厚生年金保険の保険料、徴収金等に関する処分（決定）
（※審査請求先が社会保険審査会となる処分）

(2) 健康保険関係

- ・ 第三者行為による事故の求償に関するもの
- ・ 被保険者資格のない期間の診療に要した保険給付費（医療費）の返還に関するもの
- ・ 「医療費通知」、「傷病手当金の期間満了事前通知」等の文書に関するもの

(3) 年金関係

- ・ 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正請求に係る決定に関するもの
- ・ 老齢年金の年金額と、各期ごとの支払金額の年間合計額との差額に関するもの
- ・ 障害給付に係る次回の診断書の提出について（お知らせ）における診断書の提出年月に関するもの
- ・ 障害給付に係る診断書の記載内容に対する不服
- ・ 障害給付に係る現況届による等級変更がないことに対する不服
- ・ 国民年金保険料の過誤納における還付に関するもの
- ・ 物価、賃金の変動に応じて行われる年金額改定の制度に対する不服